

平成30年度 行政評価 施策カルテ

施策名	4 廃棄物の適正処理の推進
-----	---------------

施策主管課	廃棄物施設課	総合計画記載頁	124ページ
-------	--------	---------	--------

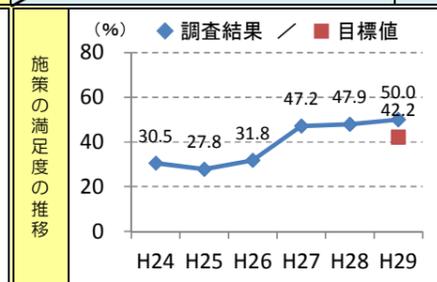
1 施策の位置付け

政策の柱	Ⅲ 市民の快適な暮らしを支えるために	政策名 (基本施策名)	13 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	政策の達成目標 (基本施策目標)	市民・事業者・行政が一体となって脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会をつくっています。
------	--------------------	----------------	----------------------------	---------------------	---

2 施策の取組状況

施策目標	市民・事業者・行政がそれぞれの役割・責任を十分に果たし、廃棄物を適正に処理しています。
------	---

① 施策指標	指標名(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市民意識調査結果 指標3	指標名(単位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価					
	指標1	不法投棄発生件数	単年度目標値	400	350	300	300	300			300	A	調査結果	施策の満足度(%)	30.5%	27.8%	31.8%	47.2%		47.9%	50.0%	B		
現状値			507件	実績値	496	453	420	366	323	318	目標値(H29)				42.2%	前年度からの増減	-2.7pt	4.0pt	15.4pt	0.7pt	2.1pt			
目標値(H29)		300件	単年度の達成度	80.6%	77.3%	71.4%	82.0%	92.9%	94.3%	③ 主要な構成事業の進捗状況 (主要な構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況」を参照)								B						
指標2	現状値	単年度目標値	/						/	【参考】中核市等との水準比較	中核市平均	指標名(単位)						/						
		実績値										中核市での本市の順位							中核市平均	市民1人1日あたりの資源物以外のごみ排出量(g/人日)				
	目標値(H29)	単年度の達成度										中核市での本市の順位								実績値	中核市での本市の順位			
指標3	現状値	単年度目標値	/						/	中核市での本市の順位	指標名(単位)						/							
		実績値									中核市での本市の順位							中核市での本市の順位	中核市での本市の順位					
	目標値(H29)	単年度の達成度									中核市での本市の順位								実績値	中核市での本市の順位				



※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について

★ 増進型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)	$\frac{\text{実績値}}{\text{目標値}} \times 100 (\%)$
★ 逓減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)	$\frac{\text{目標値}}{\text{実績値}} \times 100 (\%)$

評価項目	A	B	C
① 施策指標	A: 達成度90%超 [33点]	B: 達成度70%~90% [25点]	C: 達成度70%未満 [15点]
② 市民意識調査結果(満足度)	A: 前年度より向上 (+5pt超) [33点]	B: 前年度同水準 (±5pt以内) [25点]	C: 前年度より低下 (-5pt超) [15点]
③ 主要な構成事業の進捗状況	A: 計画以上 (主要な構成事業の2割超が計画以上) [33点]	B: 計画どおり (主要な構成事業の8割超が計画どおり) [25点]	C: 計画より遅れ (主要な構成事業の2割超が計画より遅れ) [15点]
総合評価	順調: (A評価が2つ以上(C評価がある場合を除く。)) [90点以上]	概ね順調: (主にB評価が2つ以上) [65点以上90点未満]	やや遅れている: (C評価が2つ以上) [65点未満]

施策を取り巻く環境等	・国においては、循環型社会形成推進基本法に基づき「循環型社会形成推進基本計画」を策定し、「循環型社会」、「低炭素社会」、「自然共生社会」の形成に向けた統合的な取組を推進している。 ・環境やコストに対する意識の高まりから、市民の快適な生活環境の確保に向けて、効果的・効率的なごみ処理体制の構築について十分な検討を求められている。	市民満足度	ごみの適正処理については、ごみ処理施設が安定稼働している状況や、不法投棄発生件数が減少傾向にあることなどから、市民満足度は、前年度と比較して向上している。	総合評価	83点
施策指標	・不法投棄発生件数は、平成29年度の目標値に達していないものの、ごみのないきれいなまちづくり事務事業や地域住民による不法投棄監視支援などの各種事業を実施することで、不法投棄を未然に防止するとともに、早期対応・早期解決を図り、更なる不法投棄の拡大を防止することにより、前年度と比較して減少している。				概ね順調

3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象, ★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業の目的	事業内容		事業の 進捗状況	H29 事業費 (千円)	開始年度	日本一 施策 事業	施策目標を達成するための取組方針
				対象者・物(誰・何に)	取組(何を)					
1	ふれあい収集事業		高齢者や障がい者で、自ら ごみステーションへごみを持 ち出すことが困難な方に対 する負担軽減	・親族や地域コミュニ ティ等の協力を得ること ができず、自らごみ等 を排出することが困難な 高齢者や障がい者	・戸別訪問によるごみ収集	計画どおり	—	H24		超高齢化の進行などに伴い、増加が見込まれる対象者への対応を図るため、 効率的な収集体制を確保することにより、引き続き、事業を適切に実施する。
2	ごみステーション適正管理		地域の良好な生活環境と公 衆衛生の確保	・市民 ・ごみステーション	・ごみステーションの美化や環 境衛生の保持 ・分別・排出指導	計画どおり	1,245	S44		自治会や集合住宅管理者等との連携による、ごみステーションの適正な維持管 理や美化への支援を実施する。管理状態の悪いごみステーションについては、市 民や収集業者等からの情報を集約し、活用することにより、適切かつ迅速な指導 を行い、ごみステーションの美化を推進する。
3	ごみ処理施設整備(南清掃センター)		施設の安定稼働	市民, 事業者	整備工事の実施等によ る施設の適正な 維持管理	計画どおり	22,690	S62		供用開始から30年が経過し、設備機器が老朽化していることや、今後の焼却施 設全体の更新計画や処理体制を見据えながら、計画的・効果的な整備工事を行 い、施設の安定稼働を確保していく。
4	ごみ処理施設整備(クリーンパーク茂原)	★	施設の安定稼働	市民, 事業者	整備工事の実施等によ る施設の適正な 維持管理	計画どおり	436,981	H13		供用開始から17年が経過し、設備機器の更新時期を迎えていることから、長寿 命化へ向けた検討状況を踏まえ、計画的・効果的な整備工事を行い、施設の安 定稼働を確保していく。
5	ごみ処理施設整備(エコパーク板戸)		施設の安定稼働	市民, 事業者	整備工事の実施等によ る施設の適正な 維持管理	計画どおり	19,080	H16		県による一般国道408号線改良工事に伴い、放流管移設の必要が生じたことか ら、放流管布設替整備工事を行い、施設の安定稼働を確保していく。 また、埋立完了に向けて、土堰堤整備を適切に実施していく。
6	ごみ処理施設整備(長岡最終処分場)		施設の安定稼働	市民, 事業者	整備工事の実施等によ る施設の適正な 維持管理	計画どおり	—	H24		浸出水を適正に処理し、公共下水道へ放流する基準に適合した水質を確保して いく。
7	ごみ処理施設整備(エコプラセンター下荒針)		施設の安定稼働	市民, 事業者	整備工事の実施等によ る施設の適正な 維持管理	計画どおり	—	H22		供用開始から7年が経過し、適正な維持管理を継続しており、今後も施設の安定 稼働を確保し、資源物の有効利用を推進していく。
8	し尿処理施設整備		施設の安定稼働	市民, 事業者	整備工事の実施等によ る施設の適正な 維持管理 施設整備事業の計画的な実施	計画どおり	—	S57		下水道施設における一体処理の開始に伴い平成32年度末に施設の休止を予定 していることから、現有施設を円滑・安全に閉鎖するための作業マニュアルを元 にした詳細な作業手順を検証するとともに、具体的な費用等について今後調整し ていく。
9	溶融スラグ有効利用推進事業		資源の循環利用及び最終処 分量の削減	事業者	エコスラグの 有効利用の促進	計画どおり	—	H21		「宇都宮市エコスラグ有効利用指針」に基づき本市発注の公共事業での積極利 用を促進しており、平成25年度からアスファルト合材を使用する全ての公共事 業でエコスラグの使用が原則化され、利用が拡大していることから、安定した供給 を継続するとともに、クリーンパーク茂原の今後の再整備の検討の中で、将来の あり方を検討していく。
10	中間処理施設整備推進事業	○★	中間処理施設の整備	市民, 事業者	中間処理施設の 計画的な整備	計画どおり	780,129	H25		・平成31年度末の完成に向け、引き続き、地域住民との良好な信頼関係の構築 を図りながら、計画的に中間処理施設の整備を推進していく。 ・施設整備に伴う地域振興事業を実施していく。
11	最終処分場整備推進事業	○★	最終処分場の整備	市民, 事業者	最終処分場の 計画的な整備	計画どおり	779,358	H24		・平成31年度末の完成に向け、引き続き、地域住民との良好な信頼関係の構築 を図りながら、計画的に最終処分場の整備を推進していく。併せて、自然環境保 全活用を図っていく。 ・施設整備に伴う地域振興事業を実施していく。

12	ごみのないきれいなまちづくり事務事業	★	市民等と協働したきれいなまちの実現	市民及び来訪者	①きれいなまち条例に基づく指導・警告 ②イベント時の周知・啓発	計画どおり	1,586	H20	きれいなまち条例に基づき、「ごみのないきれいなまち宇都宮」を実現するため、イベントでの周知や自治会回覧に加え、情報技術の活用など、あらゆる機会や媒体を活用し継続的な周知啓発を実施する。 また、「美化推進重点地区」については、きれいなまち指導員による毎日(年末年始を除く)の巡回や警察等と連携した定期的な夜間巡回指導を行うとともに、より分かりやすく、かつ、計画的な路面標示の張替えを行う。
13	地域住民による不法投棄監視		住民意識の向上及び地域の良好な環境の確保	各地区のまちづくり組織部会	①不法投棄監視活動 ②不法投棄監視パトロール	計画どおり	434	H15	地域住民主体の不法投棄監視体制が整備されている23地区については、監視活動の支援を行うとともに、不法投棄対策用の杭とロープを支給するなど、市民協働による不法投棄対策を促進しながら、併せて未然防止を進めていく。その他の地区については、地域からの要望に応じて、適切に対応していく。
14	不法投棄監視パトロール		不法投棄の未然防止及び早期発見	不法投棄多発地点を中心とした市内全域	不法投棄監視パトロール	計画どおり	2,472	H11	不法投棄に係る地域の現状や要望を踏まえながら、不法投棄が増加する年末年始の夜間休日などに、民間警備会社による監視パトロールを重点的に実施するなど、継続して、効果的・効率的な不法投棄の未然防止及び早期発見を図っていく。
15	不法投棄用監視カメラシステム		不法投棄の未然防止	不法投棄多発地点	不法投棄監視カメラ設置	計画どおり	2,605	H14	不法投棄に係る地域の現状や要望を踏まえ、不法投棄多発地点に監視カメラを配置することで、不法投棄が抑止されていることから、今後も効果的に監視カメラを配置していく。
16	最終処分場跡地の安全対策		地元住民の安全安心の確保	最終処分場跡地	地下水の水質調査	計画どおり	108	H22	最終処分場跡地の周辺地下水の定期的な水質調査を継続し、その結果を周知することにより、地元住民の安全安心の確保に努める。
17	土砂等適正処理推進事業		土壌の汚染及び災害の発生防止	500㎡以上の土地に土砂を搬入する事業者	土砂条例許可	計画どおり	135	H12	土砂等の埋立等に係る許可申請を厳正に審査するとともに、事業者に対する監視・指導を適切に実施することで、土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害発生を未然に防止する。
18	廃棄物対策関係機関との連携		課題解決に向けたノウハウの習得	関東甲信越ブロック会議等の関係機関	総会・研修会等参加	計画どおり	329	H8	廃棄物関連の会議等に積極的に参加することで、近隣自治体や警察等の関係機関との連携強化を図っていく。また、懸案事項については、問題や課題等の早期解決のため、国や他自治体の意見や事例等の情報収集を行う。
19	中間処理施設・最終処分場・事業所への立入検査	★	廃棄物の適正処理確保	中間処理施設、最終処分場及び収集運搬事業所を有する事業者	立入検査 ①中間処理施設 ②最終処分場 ③収集運搬事業所	計画どおり	88	H8	中間処理施設、最終処分場及び収集運搬事業所へ定期的に立入検査を実施することで、不適正処理の未然防止を図っていく。

4 今後の施策の取組方針

課題		今後の方向性	
課題	今後の方向性	方向性	
<p>◆ごみの収集・運搬については、超高齢化や人口減少など、今後の社会環境の変化に対応した効果的・効率的なごみの収集運搬のあり方について検討する必要がある。</p> <p>◆ごみ処理は、市民生活にとって欠かすことのできない基本的で重要なサービスである。施設の安定稼働を確保するため、長期的展望のもと、計画的かつ効果的・効率的に施設の整備修繕を行い、適切に施設の維持管理を行っていく必要がある。</p> <p>◆し尿処理については、効果的・効率的な処理を継続して行うため、下水と浄化槽汚泥等を一体的に処理する施設の管理運営体制等について、関係課と協議を進めていくとともに、一体処理を開始するまでの間、老朽化した現在のし尿処理施設を適正に維持管理する必要がある。</p> <p>◆新中間処理施設(仮称)新北清掃センターと新最終処分場(仮称)第2エコパークの整備推進事業においては、引き続き地域住民との良好な信頼関係の構築を図りながら、事業の全体スケジュールを踏まえた計画的かつ円滑な施設整備に取り組む必要がある。</p> <p>◆不法投棄が依然として発生していることから、不法投棄未然防止の取組については、市民への適正処理意識の醸成事業を継続するとともに、地域住民主体の不法投棄監視体制への活動支援や市の不法投棄監視パトロール等を効果的・効率的に実施し、不法投棄の未然防止及び早期発見を図っていく必要がある。</p>	<p>〈施策全般〉</p> <p>◆市民サービスの質を確保しつつ作業効率や安全性、衛生面等を考慮しながら、円滑な収集運搬を維持していくとともに、市民・事業者に対する適正処理の指導を強化していく。また、廃棄物の安定処理を継続して行うため、計画的かつ効果的・効率的に施設の整備修繕を行う。</p> <p>〈主要事業〉</p> <p>◆中間処理施設整備推進事業 「ごみ焼却施設整備基本設計」に基づき、新中間処理施設(仮称)新北清掃センターの計画的かつ円滑な整備を推進していく。</p> <p>◆最終処分場整備推進事業 「(仮称)第2エコパーク整備基本設計」に基づき、新最終処分場(仮称)第2エコパークの計画的かつ円滑な整備を推進していく。</p> <p>〈その他個別事業〉</p> <p>◆不法投棄未然防止の取組 環境学習センターにおける適正処理意識の醸成や地域住民の活動支援としての資材支給を継続するとともに、不法投棄が増える時期に重点的なパトロールを行うなど、効果的・効率的な不法投棄の未然防止及び早期発見を図っていく。</p>		